小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４号

北海道紋別市南が丘町５丁目13番６号
再生債務者　柳原　栄一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年６月15日　旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（再イ）第４８号

横浜市緑区中山町1084番地　中山ＭＢ―103
阿部高義方
再生債務者　佐藤　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年６月18日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第９４号

滋賀県草津市野路１丁目15番15―711号
再生債務者　森岡　勝則
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月14日　　大津地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩546番地19
再生債務者　石川　　明
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月５日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月19日から平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再ロ）第５号

仙台市若林区伊在字西田41番地の１　ＷＩＳＨ伊在壱番館―207
再生債務者　木田　圭一
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月27日から平成24年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１号

兵庫県姫路市花田町高木255番地４
再生債務者　宮本　尚美
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月27日から平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再ロ）第２号

佐賀県武雄市朝日町大字甘久114番地４
再生債務者　城　　一也
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月27日から平成24年８月３日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（再ロ）第１号

神奈川県横須賀市浦郷町２丁目18番地
再生債務者　野々目　穣
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで
4　一般異議申述期間　平成24年７月30日から平成24年８月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１２号

宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目14番地12
再生債務者　大澤　勝則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年６月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年７月９日まで
平成24年６月18日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第２号

群馬県前橋市粕川町深津255番地８
再生債務者　下田　隆志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月15日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１号

京都市南区久世殿城町200番地18
再生債務者　伊藤　孝悟
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月18日
京都地方裁判所第５民事部再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成24年６月26日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　小学校教諭一級普通免許状
昭51小一普第343号
⑵　養護学校教諭二級普通免許状
昭59養学二普第18号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　昭和52年３月23日　千葉県教育委員会
⑵　昭和59年７月１日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
白坂　　均　千葉県
4　失効年月日
平成24年６月13日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年九月一日であり、甲は農業協同組合法第六五条の二第一項に基づき総会決議を経ずに合併を決定し、乙は平成二十四年五月二十四日に総会決議を終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、農業協同組合法第六五条第四項において準用する同法第四九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、左記組合の主たる事務所に備え置いております。
平成二十四年六月二十六日
福島県本宮市仁井田字一里壇一七番地
（甲）福島県酪農業協同組合
代表理事組合長　但野　忠義
福島県田村郡小野町大字谷津作字谷津一六二番地
（乙）小野町地区酪農業協同組合
代表理事組合長　会田　義久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十四年八月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十四年七月十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十二日
掲載頁　一〇五頁（号外第一二七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十二日
掲載頁　一〇五頁（号外第一二七号）
平成二十四年六月二十六日
東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号
（甲）株式会社イングフォトップソリューション
代表取締役　松永　寿一
東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号
（乙）株式会社イングフォトップ出版
代表取締役　松永　寿一